③使用しないという決定を行った経緯及び理由

関西センター恒温恒湿棟及び附属設備は、外気温度の影響を低減させるため窓がほとんどない特殊で極めて小規模な老朽化した建物であるため、今後の利用見込みもなく、他の研究用途への転用も出来ないことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することといたしました。

④将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込み額

資産名称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込み額
建物等	5,291,278円	5,291,278円	無し

廃棄処分の時期が決定しておりませんので、帳簿価額及び回収可能サービス価額については、当事業年度の期末簿価価額を計上しております。

【関西センター電池実験棟新館】

①使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

用途：関西センター電池実験棟新館及び附属設備

種類：建物

場所：大阪府池田市緑丘１－８－31

②使用しなくなる日

平成27年度以降に廃棄処分を予定していますが、廃棄処分日については未定です。

③使用しないという決定を行った経緯及び理由

関西センター電池実験棟新館及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することといたしました。

④将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込み額

資産名称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込み額
建物等	37,844,337円	37,844,337円	無し

廃棄処分の時期が決定しておりませんので、帳簿価額及び回収可能サービス価額については、当事業年度の期末簿価価額を計上しております。

【関西センター電池収納室１】

①使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

用途：関西センター電池収納室１及び附属設備

種類：建物

場所：大阪府池田市緑丘１－８－31

②使用しなくなる日

平成27年度以降に廃棄処分を予定していますが、廃棄処分日については未定です。

③使用しないという決定を行った経緯及び理由

関西センター電池収納室１及び附属設備は、小規模で他の建物で代用可能で今後の使用見込みもないことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することといたしました。

④将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込み額

資産名称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込み額
建物等	2,072,618円	2,072,618円	無し

廃棄処分の時期が決定しておりませんので、帳簿価額及び回収可能サービス価額については、当事業年度の期末簿価価額を計上しております。

Ⅸ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

役員は産業技術総合研究所役員退職手当規程に基づき給付しております。

職員は産業技術総合研究所職員退職手当規程に基づき給付しております。

２．退職給付債務に関する事項（平成27年３月31日現在）

退職給付債務	△　25,641,715円
未認識数理計算上の差異	―円
未認識過去勤務債務	―円
退職給付引当金	△　25,641,715円

３．退職給付費用に関する事項（自平成26年４月１日　至平成27年３月31日）

勤務費用	1,844,256円
利息費用	249,456円
数理計算上の差異の費用処理額	△　588,522円
過去勤務債務の費用処理額	―円
退職給付費用	1,505,190円

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.8％
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度において費用処理することとしております。
数理計算上の差異の処理年数	発生年度において費用処理することとしております。

Ⅹ．重要な債務負担行為

当事業年度内に契約済でありますが、年度末時点において未履行のものは以下のとおりです。

件名	契約金額	翌期以降の支払金額
１．グローバル認証基盤整備事業（大型パワーコンディショナ）	8,581,118,400円	4,585,118,400円
２．電子ジャーナルパッケージ（サイエンスダイレクト）の利用	1,586,934,289円	1,586,934,289円
３．つくばセンター警備業務及びつくばセンター建物等清掃業務	1,150,576,944円	1,150,576,944円
４．情報インフラ運用管理業務	602,406,720円	602,406,720円

Ⅺ．不要財産に係る国庫納付等

該当事項は、ありません。

Ⅻ．重要な後発事象

該当事項は、ありません。

ⅩⅢ．追加情報

１．売却した土地の土壌汚染に係る瑕疵担保責任について

平成20年10月１日に当所が王子製紙株式会社に売却した旧中国センター（呉市）の土地について、平成24年２月29日に同社から東京地方裁判所に瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求の訴えが提起され係争中でしたが、平成27年４月10日に第一審における弁論が終結しました。判決の言渡期日は平成27年８月７日の予定です。

ⅩⅣ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項は、ありません。